

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）

（第一種特定製品廃棄者の引渡義務）

第十九条 第一種特定製品を廃棄しようとする者（以下「第一種特定製品廃棄者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。

（第一種フロン類回収業者の引取義務）

第二十条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

（第一種フロン類回収業者の引渡義務）

第二十一条 第一種フロン類回収業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用（当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第二十六条第二号二に規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

（指導及び助言）

第二十三条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者に対し、第二十条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第二十一条第一項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第二十一条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は引渡しをしない第一種フロン類回収業者があるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた第一種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指導及び助言)

第三十五条 主務大臣は、フロン類破壊業者に対し、第三十三条第一項の規定によるフロン類の引取り若しくは同条第二項の規定によるフロン類の破壊の受託又は同条第三項の規定によるフロン類の破壊の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り若しくは破壊の受託又は破壊の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十六条 主務大臣は、フロン類破壊業者が第三十三条第三項に規定するフロン類の破壊に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り若しくは破壊の受託又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、当該引取り若しくは破壊の受託又は破壊をすべき旨の勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定による勧告を受けたフロン類破壊業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第四十三条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種フロン類回収業者又はフロン類破壊業者に対し、フロン類の回収又は破壊の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第四十四条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、第一種フロン類回収業者又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十九号）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の一項を加える。

- 5 この法律において「第一種特定製品の廃棄等」とは、第一種特定製品を廃棄すること又は第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡することをいう。

第四条中「特定製品が」の下に「整備され、又は」を加える。

第六条中「特定製品を」の下に「整備させ、又は」を加える。

第九条第一項中「廃棄される」を「整備され、又は第一種特定製品の廃棄等が行われる」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(第一種特定製品整備者の引渡義務等)

第十八条の二 第一種特定製品の整備を行う者（以下「第一種特定製品整備者」という。）は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。

- 2 第一種フロン類回収業者（前項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第二十一条、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三條、第二十四條第三項から第五項まで、第三十三條第一項及び第四項並びに第三十四條

第二項において同じ。）は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。

3 第一種特定製品整備者は、第一項本文の規定により第一種フロン類回収業者に第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収させた場合において、当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんされなかったものがあるときは、これを当該第一種フロン類回収業者に引き渡さなければならない。

4 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

第十九条の見出し中「第一種特定製品廃棄者」を「第一種特定製品廃棄等実施者」に改め、同条中「を廃棄しよう」を「の廃棄等を行う」に、「第一種特定製品廃棄者」を「第一種特定製品廃棄等実施者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定解体工事元請業者の確認及び説明）

第十九条の二 建築物その他の工作物（当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなるものを除く。）の全部又は一部を解体する建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者（以下この条及び第五十二条第一項において「特定解体工事発注者」という。）から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。）を営む者（以下「特定解体工事元請業者」という。）は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。

（第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等）

第十九条の三 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を自ら第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類回収業者に次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所

- 四 その他主務省令で定める事項
- 2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合（当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。）において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び次条第一項において「委託確認書」という。）を交付しなければならない。
 - 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
 - 三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
 - 四 その他主務省令で定める事項
- 3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による書面の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該書面の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しの委託を受けた者（当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。）以下「第一種フロン類引渡受託者」という。）は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合（当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。）には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面（主務省令で定める事項が記載されているものに限る。）の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類回収業者に当該委託確認書を回付

しななければならない。

7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

第二十条第一項中「第一種特定製品廃棄者」を「第一種特定製品廃棄等実施者」に、「前条」を「直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第十九条」に改め、「ときは、」の下に「前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(引取証明書)

第二十条の二 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する書面(以下この条において「引取証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書を交付するとともに、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該交付をした引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による引取証明書の交付又は前項の規定による引取証明書の写しの送付を受けたときは、当該引渡しを終了したことをそれぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写しにより確認し、かつ、当該引取証明書又は当該引取証明書の写しをそれぞれ当該交付を受けた日又は当該送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第一項の規定による引取証明書の交付若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの送付を受けないとき、又は第一項若しくは第二項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは引取証明書の写し若しくは虚偽の記載のある引取証明書若しくは引取証明書の写しの交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、第二項の規定による引取証明書の交付を受けたときは、当該引取証明書を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、引取証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第二十一条第一項中「前条第一項」を「第十八条の二第一項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんしなかつたものがあるとき、又は同条第四項若しくは第二十条第一項」に改め、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」の下に「（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）」を加える。

第二十二条第一項中「種類ごと」の下に「、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。第三項において同じ。）」を加え、「が廃棄される」を「の廃棄等が行われる」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前年度において」の下に「、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量」を加え、「が廃棄される」を「の廃棄等が行われる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第二十三条中「都道府県知事は、」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者又は」を、「に対し、」の下に「第十八条の二第一項本文の規定によるフロン類の回収の委託、同条第三項、第十九条若しくは第二十一条第一項の規定によるフロン類の引渡し、第十八条の二第四項若しくは」を加え、「第二十一条第一項の規定によるフロン類の引渡し」を「第十九条の二第一項の規定による確認及び説明」に、「引取り又は引渡し」を「回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明」に改める。

第二十四条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「受けた」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は」を加え、「当該第一種フロン類回収業者」を「これらの者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「引取り又は引渡し」を「回収の委託、引渡し又は引取り」に改め、「しない」

の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は」を加え、「当該第一種フロン類回収業者」を「これらの者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「又は」を「を遵守していないと認めるとき、又は第一種フロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。）が」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者が第十九条の三の規定を遵守していないと認める

ときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類回収業者が第二十条の二第一項から第五項までの規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

第三十四条第二項中「第一種特定製品廃棄者」を「第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者」に改める。

第三十七条第一項中「第一種特定製品廃棄者から」を「第一種特定製品整備者から第十八条の二第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けようとするとき、又は第一種特定製品廃棄等実施者から」に、「当該第一種特定製品廃棄者」を「当該第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者」に、「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「第一種特定製品廃棄者」を「第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者」に改め、同条に次の三項を加える。

3 第一種特定製品整備者は、前項の規定により料金の支払を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。

4 第一種特定製品整備者は、第十八条の二第一項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、当該フロン類の回収等の費用に関し、適正な料金を請求することができる。

5 第一種特定製品の整備の発注者は、前二項の規定による第一種特定製品整備者の請求に応じて支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

第三十九条第二号中「場合（）」の下に「当該特定製品が第一種特定製品である場合にあつては当該第一種特定製品の廃棄等を行う場合、」を加え、「、当該第二種特定製品」を「当該第二種特定製品」に改める。

第四十条の見出し中「特定製品」を「第二種特定製品搭載自動車」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第四十二条中「ところにより」の下に「、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者」を、「フロン類の」の下に「引渡し、」を加える。

第四十四条第一項中「職員に」の下に「、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者」を加える。

第四十五条中「又は」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、」を加え、「第一種特定製品の整備を行う者」を「特定解体工事元請業者」に改める。

第四十六条中「第二十二條第三項」を「第二十二條第四項」に改める。

第五十二条第一項ただし書中「指針のうち」の下に「特定解体工事発注者及び特定解体工事元請業者に係る事項並びに」を、「係

る事項」の下に「並びに特定解体工事元請業者」を加え、同条第二項ただし書中「第四十条第二項」を「第十九条の二第一項及び第四十条」に改める。

第五十六条中「第二十四条第三項」を「第二十四条第五項」に改める。

第五十八条第二号中「第二十一条第二項」を「第二十二条第三項」に改める。